

## 麻生家文書にみる社宅：明治三十年代の史料から

野依，智子  
北九州市立大学

<https://doi.org/10.15017/13810>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 21, pp.45-49, 2006-03-22. 九州大学附属図書館付  
設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

## 麻生家文書にみる社宅

— 明治三十年代の史料から —

野 依 智 子

麻生家文書には、社宅に関する史料が何点か残っている。『舍宅貸與規則』、『社宅保管証綴』、『社宅地台帳』などがそれである。『舍宅貸與規則』(史料A)によると、ここでの社宅貸与は、「店員」が対象とある。麻生商店における「店員」の等級・資格・職掌とは、同時期の他史料によると、「二等、店長 主事 二等、事務 課長 主事補 三等、係長 職長 四等、掛員 在外職長 在外小頭 見習員 等外、小頭 職工 大工頭領(朱書) 臨時雇 日給雇」とあり、店長から現場での稼働者としての坑夫まで「店員」として位置づけている。

この『舍宅貸與規則』(史料A)から明らかなのは、貸与されるものは社宅のみでなく、「備付品」という生活に必要な日用品までもが貸し付けられるということである。それらは細かく保存期限としての耐用年数まで記されている。これら「備付品」を毀損・紛失した場合の麻生商店と居住者の責任関係についても細かく規定されているのだが、こうした社宅の管理・保全に関しては「取締人」なる人物が存在している。さらに「規則」では、居住者に年二回の大掃除を約束させている点と(第十

三條)、大小便が店有とされた点(第十四條)がユニークである。社宅居住者の大小便を近辺の農家に肥料として売買する権利は、麻生商店にあつたのである。

この『舍宅貸與規則』をもとに貸与契約が結ばれ、その契約書として「舍宅保管証」(史料B)がある。この「第九號」社宅の宅地坪数・建坪・備品などが確認され、保証人を上田穩敬として「借主 高山甚助」が借り受けたことが明らかである。

こうして貸与契約が結ばれた社宅は『社宅地台帳』(史料D)に記載される。嘉穂郡笠松村立岩には第一号から第九号(第四号は欠番)の社宅があつたことが明らかであるが、ここでは先の「舍宅保管証」の関連から第九号社宅の史料を掲載した。この第九号社宅には、借主の高山甚助とその家族等四人が居住したことが明らかである。他の社宅にも同居者数が記載されたものがあり、いずれも成人を含め三名から四名程度で生活していたことが明らかである。この『社宅地台帳』には、備品の見積価格が記載されており、何らかのかたちで居住者が弁償する際、もしくは

は麻生商店が買い上げる場合の参考になるものと思われる。

例えば、(史料C)がそうである。これは、(史料B)の後に記載されていたのだが、両者の関連はないようである。何らかの理由で、「渡辺」が「取締人」もしくは「居住者」となっていた社宅を合宿所として運営するために、「金貳拾参円〇八銭」で備品を麻生商店が買い上げるという内容であろうと思われる。このように、社宅をめぐる変化が見て取れる。なお、「舍宅料」に関しては、一等三銭、二等二銭を坪数・畳数に応じて徴収していた。よって、先の第九号社宅は畳数でいくと一ヶ月、三十六銭から二十四銭ということになる。

### 〈史料A〉

(表紙)

### 『舍宅貸與規則』

#### 舍宅貸與規則

第一條 舍宅店主ノ特許ヲ得テ店員ヘ貸與スルモノトス

第二條 舍宅ハ本店附及營業所附ヘ區別ヲナシ各台帳ヲ作り整理スル

モノトス

但台帳ノ書式ハ別紙雛形ニ拠ル

第三條 舍宅取締ハ店則ニヨリ本店ニテハ商務掛各營業所ニテハ坑外

掛ノ責任トス

第四條 舍宅ニ備付可キ物品及保存期限ハ左ノ如シ

但 □ノ外他事ニ使用シヘカラス

一、畳床 九通以上 十ヶ年

一、畳床 八通以下 七ヶ年

一、畳表備後附 四年 裏返共

一、全 七島附 二年半 全

一、戸 十年

一、襖 七年

一、ミス戸 十年

一、障子 七年 硝子ハ無限

一、水流 石無限

一、裾竈 木五年

一、地付竈 四年

一、水瓶 無限

一、板囲 十年

一、竹囲 五年

#### 第五條

前條保存期限后ハ實物ノ調査ヲ遂ケ其破損ノ程度ニヨリ取締人ハ店長ノ許可ヲ得テ修繕又ハ新調スルモノトス

保存期限内ニ毀損又ハ紛失シタルモノハ自弁ニテ元形ニ復ス

ルモノトス或ハ原因ノ如何ニヨリ酌量スルコトアルベシ

#### 第六條

家屋及造作物ノ修繕ハ一定ノ期限ヲ設ケサルモ破損ノ程度家屋ノ被害トナル場合ニ非ザレバ漫リニ修繕ノ請求ヲスルコトヲ

得ス

保管ノ怠慢ヨリ生スル修繕ハ自弁トス

天災地変ニヨリ異常ノ破損ヲ生ジタルトキハ調査ノ上店長ノ

許可ヲ得テ特ニ臨時ノ處分ヲスモノトス

宅地ノ外囲ヲ設クルハ必要アル舍宅ハ特ニ店費ヲ以テ建設ス

ルコトアルヘシ

第七條 居住者ハ家屋及備付品ノ管理ヲ丁寧ニスルハ勿論退去スル場

合ハ二日以内ニ一切取締人ニ引渡シ若シ紛失品又ハ破損品アル

トキハ惣テ弁償セシムルモノトス

退去ノ際家屋ノ破損ニシテ怠慢ノ原因ニ依リタルハ弁償金ヲ

徴収スルモノトス

第八條 舍宅地ハ元形ノ變更スルコトヲ得ス

不得止建継或ハ構造ヲ變更セシトスルトキハ設計書ヲ添ヘ店

長ノ許可ヲ得テ自弁取扱フコトヲ得

自弁ニテ取扱タル物退去ノ際ハ元形ヲ變スルニ非サレハ取除

キヲ為スヲ得サルモノ及立退后十日以内ニ取除サルトキハ惣テ

店有トス

取除ケ得ヘキ者ハ后住者ヘ引續クコトヲ得此場合ハ讓受渡人

連署ニテ店長ヘ届ケ許可ヲ受クベシ

第九條 修繕又ハ物品ノ受渡ハ惣テ取締人ニ申出テ取締人ハ店長ノ許

可ヲ得テ手配スルモノトス

第十條 家屋又ハ備付品ニ對シテハ保管証ヲ差出スモノトス

第十一條 不注意ヨリ起因シタル火災ハ居住者ノ責ニ任シ自弁スルモノ

トス

第十二條 戸数又ハ居住者一身ニ對スル諸税公費ハ居住者ノ負擔トス

第十三條 居住者舍宅春秋兩度及臨時清潔法ヲ行ヒ常ニ掃除スルモノト

ス

第十四條 大小便ハ惣テ店有トス

第十五條 本規則實施以前ノ備付品ハ其備付當時ヨリ保存期限間ニ算入

スルモノトス

第十六條 本則ハ三十二年七月一日現在品及現住者ニ就キ實施スルモノ

トス

舍宅保管証

一、第九號 本店附 社宅 老棟

營業所附

此建坪 坪 内譯 本間 何坪

下廻 何坪

此ハ何葺下廻 何々

一、備付品 何点

内

何 何点

何 何点

以下同

右舍宅及備付品御貸與ニ付尔今丁寧ニ保管仕候處確實也就テハ御規

則ヲ相守候儀ハ勿論家屋及物件等保存法注意仕若シ紛失毀損等致候節ハ

御指圖ニ拠リ弁償仕り候

〔史料B〕

〔表紙〕

『社宅保管証綴』

舍宅保管証

一、第九號 本店附舍宅 老棟 宅地九十六坪

此建坪 拾三坪 内訳 本棟

下廻り及雪隠

此品 本棟 草葺 下廻り及雪隠 瓦葺

一、備付品 七点

内訳

一、備後表畳 拾貳枚

一、襖 拾枚

一、障子 九枚

一、雨戸 九枚

一、開き戸 五枚

一、木造り流し 壹個

一、棚板 七枚

右舎宅地及備付御貸与ニ付尔今丁寧之保管仕候處確實也然而御規則相守  
り候儀ハ勿論家屋及物件等保存方注意仕り若シ紛失毀損等致シ候節ハ御  
指圖ニ拠リ弁償仕万事不都合不致候依テ保証人連署保管証差出申候也

明治三十二年七月一日

借主 高山 甚助

保証人 上田 穩敬(カ)

麻生商店御中

〈史料C〉

別紙ノ器具ハ是迄渡辺氏ニ於テ自弁相成居候更合宿所ト相成各人食事ス  
ルニ就テハ費用ノ割合算書上甚タ困難ノ内情有之候由者一切店費トシ

買上ケ相成従前ノ合宿所ノ如ク御取計相成度渡辺氏モ同意ノ儀ニ付此如  
尔伺申候也

(朱書)

店費ニテ買上ケ可致ニ付台帳ヲ製シ合宿所上給者ヨリ保管預リ証ヲ徴ス  
ベシ

記

一、風呂	壹個	金七円拾五銭
一、戸棚	壹個	金参円十銭
一、食卓	壹個	金壹円六十五銭
一、釣瓶及鎖	壹個	金七拾八銭
一、火鉢	壹個	金四拾銭
一、バケツ	貳個	金七拾五銭
一、洗面盤	壹個	金参拾貳銭
一、ランプ	貳個	金壹円五拾銭
一、鍋 大小	参個	金六拾五銭
一、釜	壹個	金壹円拾貳銭
一、茶碗 大小貳種	拾壹個	金参拾八銭五分
一、茶器茶碗 乞上	九個	金八拾七銭
一、茶碗瓶 大小	貳個	金五拾五銭
一、皿 三種	拾九個	金壹円参拾壹銭五厘
一、醬油入 大小	貳個	金拾貳銭
一、水サシ	壹個	金貳拾五銭

- 一、硝子器 瓶壺個 コップ式個 四個 金六拾七錢
- 砂糖入壺個
- 一、ヒチリン 大小 式個 金參拾八錢
- 一、スミトリ 壺個 金貳拾五錢
- 一、箒 壺本 金參拾錢
- 一、ワンメゴ 壺個 金拾貳錢
- 一、湯沸 壺個 金貳拾五錢
- 一、包丁 壺本 金貳拾錢
- 金貳拾參円〇八錢也

〈史料D〉

(表紙)

『本店附

社宅地台帳』

(第一号から第八号社宅は省略)

一、嘉穂郡笠松村立岩小字徳満二百八十二番 居住三十二年五月 高山

甚助 成年二人

寄宿未成年二人

一、第九号社宅

一、建坪 本棟十三坪

下廻及便所式坪

一、明治二十九年二月建造草葺落成(元古屋建替)

一、宅地九十六坪

事項	個数	原価	見積価格	備付年月日	保存期限	備考
暈	拾貳枚	単価未詳	十錢	二十二年以前	七ヶ年	
暈表備後	拾貳枚	二十四錢	十六錢	三十一年十一月	四年	
襖	十枚	七十錢	六十錢	三十年	七年	
障子	九枚	三十二錢	二十八錢	全	七年	
戸兩開	十四枚九	七十錢	三十錢	二十六年	七年	
	五		三十錢	全		
			六十錢	三十年		
水流木製	一個	五十錢	三十錢	貳拾九年二月	五年	
一棚	七枚			全	無限	
地付竈	一個	三十錢	十五錢	全	五年	